

# 筑西市議会総務企画委員会

## 会 議 録

(平成27年第3回定例会)

筑 西 市 議 会

## 総務企画委員会 会議録

### 1 日時

平成27年9月14日（月） 開会：午前9時57分 閉会：午前11時30分

---

### 2 場所

全員協議会室

---

### 3 審査案件

議案第61号 筑西市個人情報保護条例の一部改正について

議案第63号 平成27年度筑西市一般会計補正予算（第3号）のうち所管の補正予算

---

### 4 出席委員

委員長 榎戸甲子夫君 副委員長 田中 隆徳君

委員 仁平 正巳君 委員 尾木 恵子君 委員 箱守 茂樹君

委員 藤川 寧子君 委員 赤城 正徳君 委員 鈴木 聡君

---

### 5 欠席委員

なし

---

### 6 議会事務局職員出席者

書記 中島 国人君

---

委員長 榎戸 甲子夫

○委員長（榎戸甲子夫君） おはようございます。ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、当初の予定では、最初に総務部総務課からの議案第61号を審査していく予定でしたが、市民環境部防災安全課は、現在も災害復旧に追われております。つきましては、最初に市民環境部防災安全課からの議案第63号を審査していただく順番で、条例議案1案、補正予算議案1案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） それでは、各議案について、所管部ごとに審査してまいります。

初めに、議案第63号 平成27年度筑西市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会の所管について審査してまいります。

また、議案第63号については、複数の部にまたがるため、各部の審査の終了後、採決したいと存じます。

では、初めに、市民環境部長の説明をお願いいたします。

○市民環境部長（尾岸雅仁君） ご配慮いただきましてありがとうございます。このたびの災害につきましては、いろいろご心配、ご迷惑等をおかけしております。申しわけなく思っております。現在今つかんでいる被害状況でございますが、人的な被害はございません。家屋の被害でございますが、筑西消防署の発表で、床上浸水が30軒、床下浸水が54軒で、計84軒となっております。詳細な税務部の調査は本日から入る予定となっております。河川関係につきましては、漏水が1カ所、関本地内富士ノ宮球場付近でございます。それから、溢水につきましては2カ所でございます。船玉地内栄橋付近、それと伊佐山地内、おそば屋さんのまるじゅう付近でございます。

現在残っている警報でございますが、洪水警報がまだ残っております。この洪水警報につきましては、鬼怒川の堤防関係の改修が終了するような状況にならないと、洪水警報は解除にならないというような状況だそうでございます。

それから、9月14日、きょうの朝6時現在の避難者数でございます。川島小学校で12名、船玉田園都市センターで11名、計23名でございます。避難者の最大時でございますが、10日の午後12時現在でございます。スピカビルに1名、船玉田園都市センターに41名、川島小学校に70名、関城西小学校に260名、計412名でございます。

続きまして、災害対策本部の開催状況でございますが、この間5回災害対策本部を開催いたしまして、本日第6回目の災害対策本部を2時から予定しているところでございます。

それから、報告する事項といたしまして、災害支援事業といたしまして、被災地に入りまして災害支援作業をしております。9月11日午後から9月12日土曜日、日曜日、そしてきょうと、朝から被災地に入って災害の支援活動を行っております。状況でございますが、家屋のほうの被災ごみにつきましては、運ぶ場所まで運ぶというところまでは、おおむね完了しているような状況だというふうに判断しておりますが、

まだまだ課題は残っております。課題の一つといたしましては、敷地内に残っている汚泥、泥とか、あるいは側溝等とか、そういった課題は残っております。

今後でございますが、まず消毒につきましては、本日担当の者と業者と地主さんと相談いたしまして、現地で状況を把握しまして、いつ消毒するのが一番効果的なのか等を、きょう現地に入って判断する予定になっております。

それから、先ほど申しあげました税務部のほうの家屋調査につきましては、本日から入っていく予定になっております。

それから、農業関係の被害でございますが、これについては現在調査中で、詳細については、今後明らかになっていきますけれども、9月11日現在でおおむね2億円から3億円くらいの被害ではないかというような報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） ご苦労さまでした。

では、次に議案につきまして、市民環境部防災安全課からの説明を願います。

谷嶋防災安全課長。

○防災安全課長（谷嶋利男君） よろしくお願ひします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 座ったままでどうぞ。

○防災安全課長（谷嶋利男君） では、着座にてよろしくお願ひします。

それでは、議案第63号 平成27年度筑西市一般会計補正予算（第3号）のうち、防災安全課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

6、7ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。最初に、款15国庫支出金、項3委託金、目2総務費委託金、節1総務管理費委託金、説明欄の自衛官募集事務委託金でございますが、昨年度と同額の4万9,000円を見込んでおりましたが、本年度は配分額が5万2,000円に決定したことにより、3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節2雑入、説明欄の消防団員退職報償金でございますが、1,392万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、本市の退職消防団員に係る退職報償金として、消防団員等公務災害補償等共済基金からの歳入となるものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。歳出でございます。最初に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節11需要費の説明欄の自衛官募集事務事業でございますが、歳入と同額の3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節8報償金、説明欄の消防運営事務費でございますが、退職された消防団員の退職報償金として、歳入と同額の1,392万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。この消防団員退職報償金は、筑西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に基づきまして、勤続5年以上の団員に対し、在職年数及び階級に応じて支払うものでございます。

平成27年度の退職報償金の支給対象者でございますが、5年以上10年未満の団員が26名、10年以上15年

未満の団員が10名、15年以上20年未満の団員が6名、20年以上25年未満の団員が3名、25年以上30年未満の団員が3名、合計で48名となっております。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。款9消防費、項1消防費、目5災害対策費、節19負担金補助及び交付金、説明欄の自主防災組織支援事業でございますが、自主防災組織活動の育成に係る補助金として、1組織当たり20万円、10組織分を見込んでおりましたが、昨年度自治会の役員等で自主防災組織の結成についてご説明をしたところ、これまでの実績を大幅に上回る22の自主防災組織から補助金の申請があったため、12組織分240万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） ご苦労さまでした。

では、質疑を願います。

尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 本当に皆さん、お世話になりましてありがとうございます。

今の一番最後の説明のところの自主防災組織のほうなのですが、新たに22の要請があったということで補正組んでいますけれども、これはこの22あったというのは、地域的にはどういう地域の自治会からの要請だったか、まずお願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 谷嶋課長。

○防災安全課長（谷嶋利男君） お答えいたします。

補正分でございますか、補正分だけでよろしいでしょうか、それとも……

○委員（尾木恵子君） とりあえずこの議案についてですから、まずは、いいです、補正分で。

○防災安全課長（谷嶋利男君） 海老ヶ島上1、海老ヶ島上2、海老ヶ島下1、海老ヶ島下2、海老ヶ島下3、海老ヶ島下4、東石田第1、石原田上、石原田下、木戸でございます。済みません、あと……申しわけありません、もう一度言います。

村田上、村田中、村田下1、村田下2、村田下3、村田住宅、深見、塚原、鶴田、中上野1・2・3・5、森添島、稲荷の12組織でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 尾木委員、どうぞ。

○委員（尾木恵子君） 地域的には、明野地区とかのほうが多いのかなと、今聞いた感じでは思ったのですが、これ今回の川島地域のほうというのは、本当に自主防災のほうはまだ立ち上がっていないという状況かと思うのですが、今後の、今回はすごいやはり教訓にさせなければいけないという部分で、やはりこの自主防災に対しての啓蒙活動ですか、これも本当に各自治委員さんには話をしている、自主的にやったださらないと、こちらからは強制的にはもちろん言えない部分なのかもしれないのですが、やはりこういった災害があるといった後なので、特にやはり皆さんの意識というのが変わってきていると思うので、その辺また今後の啓蒙についてという部分、どういうふうな力を入れてやっていくのか、その辺だけちょっと聞かせてください。

○委員長（榎戸甲子夫君） 谷嶋課長。

○防災安全課長（谷嶋利男君） お答えいたします。

組織率をどうやって上げるかというふうなご質問ですけれども、これから自治会の役員会やまちづくりの出前講座などで、自主防災組織の必要性や補助金の制度を周知してまいりたいと思っています。また、ホームページや広報紙に、自主防災組織の記事を掲載しておりますので、こちらのほうも掲載して啓蒙に当たらせていただきたいと思います。それとあと、県が主催する防災研修会などへの参加も呼びかけて、そちらのほうに参加していただいて、自主防災組織がどうして必要なのかというのをわかっていただくように啓蒙していきたいと思っています。

○委員長（榎戸甲子夫君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） その啓蒙に当たってなのですけれども、今回の洪水になった、要するにその河川の近くの自治会が特になのですけれども、そういったハザードマップはつくってありますよね。そういう部分のやはり活用的なものというのを、全戸に配った経緯がありますけれども、本当に今回どれだけ個人的な部分では見たかと言ったら、ほとんどないと思うのです。

だからそういったときに、やはり河川の流域の自治会は特にやはりそういう、この地域がなったらこういうふうになってしまいますよという、もっとこの、研修会とかそういう出前講座とかでやるのはもちろん大事なのですけれども、そういったところの教材的なものにも、本当にこのハザードマップをせっかくつくっていただいたので、その辺をしっかりと、これは本当に我が身のことだと、今回はすごくやはり感じる部分だと思うので、そういうのもしっかりと活用してやっていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。本当にお世話になります。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかに質疑ございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 今報告があった水害のことでもいいのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） どうぞ。

○委員（鈴木 聡君） 私は、皆さん不眠不休でご苦労さまです。余り聞きたくはないのですが、避難勧告指示とかいっていることで出されたのです、9日の夜だったと思うのですが。それまでに至る、例えば市に問い合わせというか、そういうものが来ていると思うのです。いわゆる水位が、水かさが上がってきて、付近の住民からどうなのだろうと、避難とかそういった問い合わせというのはどのくらいあったのでしょうか、市が避難勧告とか指示を出すそれまでの間に。恐らく住民は心配で市に問い合わせしていると思うのです。その辺、経過。

○委員長（榎戸甲子夫君） 尾岸市民環境部長。

○市民環境部長（尾岸雅仁君） そういった住民からの数については担当のほうから報告させます。その水位に関しましては、河川事務所から報告される水位の上昇というのを10分置き、30分置きとかというのがございますので、まずそれで判断しているのが1つ。それから、現地に行ってその水位を担当の者が確認しております。鬼怒川についてもそうでございますし、小貝川についてもパトロールを行っております。

今回の避難勧告等につきまして、TBSさんのほうから、筑西市が避難勧告をいち早く出せたのはどういったことなのかなというような問い合わせがございました。それにつきましても、現地で確認して、水位の上昇などを見まして、これは避難勧告を早く出さないといけないと、その場で判断して、避難勧告を

出したところでございます。

以上です。

○委員（鈴木 聡君） 第一報の避難勧告はいつですか。

○市民環境部長（尾岸雅仁君） 9日の23時40分でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい。

○防災安全課長（谷嶋利男君） あと件数のほうですね。件数のほうは、電話は1本もありませんでした。

○委員（鈴木 聡君） 市のほうへ。

○防災安全課長（谷嶋利男君） はい。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ、鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） この前ガードマンにちょっとお話し聞いたら、何百本の話だったのだけれども、一件も来ていないというのは何なの。

○防災安全課長（谷嶋利男君） 電話は、テレビ、新聞のマスコミがほとんどで、どういった状況かということの質問だけで、住民からのそういった問い合わせはありませんでした。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員、どうぞ。

○委員（鈴木 聡君） マスコミ関係で300本も来るの。

○防災安全課長（谷嶋利男君） 結構来ます。

○委員（鈴木 聡君） ああ、そうですか。そこら辺よくわからなかったものですから。

○防災安全課長（谷嶋利男君） ほとんどマスコミからの質問だけです。

○委員（鈴木 聡君） その数ぐらい言ってもいいのではないですか。

○防災安全課長（谷嶋利男君） ちょっと把握しておりません。

○市民環境部長（尾岸雅仁君） 把握まではちょっと、済みません、何本来たかまでは。

○委員（鈴木 聡君） はい、わかりました。

○委員長（榎戸甲子夫君） 要は、筑西市は、その場に応じて早目早目に警告を出せたということですね。今テレビ等では常総市が大分市民から言われていますね、落ち度があったということで。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、執行部の入れかえをお願いします。

なお、市民環境部長につきましても退席願います。

○市民環境部長（尾岸雅仁君） どうもありがとうございました。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、お疲れさまでした。

〔市民環境部退室。総務部入室〕

○委員長（榎戸甲子夫君） では、次に、議案第61号 筑西市個人情報保護条例の一部改正について審査をしていきたいと存じます。

総務部総務課から説明を願います。

中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 中澤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第61号 筑西市個人情報保護条例の一部改正についてご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、マイナンバー制度の根拠法であります行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通常番号法と呼ばれますが、その法律が平成27年10月5日から施行され、その後マイナンバーが市民へ通知されることとなります。これによりまして、番号法第31条におきまして、マイナンバーという個人情報については、地方公共団体においても、番号法の規定の趣旨を踏まえた必要な措置を講じるよう求められておりますことから、本市の個人情報保護条例につきましても、番号法等の趣旨を踏まえて改正を行うもの、お願いするものでございます。

なお、改正の条文の構成につきまして、施行日が異なることから、第1条と第2条の2段階の改正条例案になっております。きょうお配りした新旧対照表によりまして説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、第1条関係、ちょっと厚いほうの新旧対照表で、上に1条関係と書いてございます。この資料で主な改正点を説明したいと思っております。

初めに、2ページの下から7行目でございます。赤字で（5）、（6）と第2条第5号、第6号として、特定個人情報と保有特定個人情報の定義を設けております。ここの書き方としては、番号法を引用しておりますが、内容としましては、特定個人情報というのは、個人番号を含む個人情報という位置づけになります。保有特定個人情報とは、市の職員が職務上作成、または取得した特定個人情報、先ほどの個人番号を含む個人情報ということになります。

次に、6ページをお開きいただきたいと思っております。ここの第12条の改正でございますが、この条では、通常の個人情報の目的外利用及び外部提供を制限する規定を設けてございます。マイナンバー、個人番号を含む個人情報につきましては、目的外利用の制限をここから除外しまして、次の7ページにおいて、別個に第12条の2として、目的外利用の制限を規定しております。

次のページの第12条の2をごらんいただきたいと思っております。ここで別個に保有特定個人情報の利用の制限、個人番号とそれを含む個人情報の利用の制限を定めております。保有特定個人情報は、人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるとき、これは事故等で本人の意思が確認できない場合です。そういう場合を除き、実施機関内部においても番号法9条に規定する目的以外に利用することはできない。番号法で定められた利用以外は、人の生命、身体等財産の保護が必要な、そのために必要がある場合以外は利用できないと、別個に厳格に定めるものでございます。

そして、次の第12条の3につきましては、個人番号を含む個人情報の提供の制限として、番号法第19条に規定されているもの以外には外部提供できないとするものでございます。これも番号法で定められる外部提供、その法律に定められたもの以外はできないということを改めて規定するものでございます。

次に、9ページをお開きいただきたいと思っております。ここでは第16条第2項の改正でございます。個人番号につきましては、任意代理人による開示請求を認めるものでございます。任意代理人、例えば委任による請求を認めるものでございます。通常の個人情報については、この委任が認められなくて、親権者または法定代理人だけになっております。

次に、少し飛びまして17ページをお開きいただきたいと思います。下から8行目、第34条の改正でございますが、個人番号を含む個人情報の削除請求に関する規定を、通常の個人情報とは別個に規定するものでございまして、18ページの第1号から第4号までに、削除請求をする場合が定められております。内容としましては、18ページに書いてございまして、条例や番号法の趣旨の規定に違反して市の実施機関がマイナンバーに係る個人情報を保有している場合、条例とか法律に違反してマイナンバーに係る個人情報を保有している場合、その個人情報の削除請求をできることとしております。そして、この削除請求につきましても、先ほどと同じように任意代理人による請求も可能としております。

次に、第35条の改正でございます。18ページの下段の部分になります。第34条と同様にマイナンバーに係る個人情報の利用中止請求に関する規定を、通常の個人情報とは別個に規定するものでございまして、ここにあります第1号から第3号に掲げられる事項、条例または番号法の趣旨に違反して、市の実施機関がマイナンバーに係る個人情報の利用等をしている場合は、その個人情報の利用の中止請求をできることとしてございまして、その場合も任意代理人による請求を可能としております。

以上が第1条の説明でございますが、その第1条の施行日は、番号法の施行と同じく本年の10月5日を規定させていただいております。

では、次に第2条を説明いたします。新旧対照表を、申しわけございませんが、変えていただきまして、薄いほうの資料をごらんいただきたいと思います。初めに2ページをごらんいただきますと、第2条に第6号として情報提供等記録の定義を設けるものでございます。この情報提供等記録というのは、番号法の規定に基づきまして、国、県、市町村等をつなぐネットワークシステム、これを使用して特定個人情報の提供を求め、また提供があった場合に、そのことについて電子計算機に記録された個人情報とするものでございます。

予定では、平成29年1月、地方公共団体間では7月からネットワークを使った特定個人情報のやりとりが進められる予定でいると聞いております。そのときにそのやりとりについて電子計算機のところに記録を残す。これが情報提供等記録として定義づけするものでございます。

次の3ページをごらんいただきたいと思います。第12条の2、第2項の改正です。この項は保有特定個人情報の目的外利用を規定しているところでございますが、先ほどの情報提供等記録については、情報のやりとりの記録であって、目的外利用の特例規定である生命等の保護のために必要な場合、こういうものが情報提供等記録には、そういうことで活用することが想定されないので、目的外利用の規定から除外するものでございます。

次に、第33条の改正でございます。これは保有個人情報の訂正があった場合の情報提供先への通知の規定でございますが、第2号にありますように、情報提供等記録に訂正があった場合、先ほどのネットワークの中で情報をやりとりした記録に訂正があった場合は、情報提供ネットワークシステム上の情報提供の記録を保有する総務大臣、そのネットワークの情報提供等記録の保有は総務大臣になっておりますので、総務大臣及び情報提供の求めができる国、県、市町村等の機関であります情報照会者、そして情報提供の求めに応じて情報提供をすることのできる国、県、市町村の機関であります情報提供者、総務大臣と情報照会者、情報提供者に、訂正があった場合等については通知することを定めるものでございます。

次に、4ページの7行目をごらんいただきたいと思います。第34条第2項の規定でございます。第12条の2の改正理由と同様に、情報提供等記録については、ネットワークにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや、利用制限の規定に違反していることが想定されない、ネットワークの中で自動保存されるもので、ネットワークの情報のやりとりは法律に基づいたものであるもので、そのように適法でない場合や利用制限のルール違反の場合のやりとりの記録というのは想定されないので、解除請求及び中止請求の規定から除外するというものでございます。

以上、第2条の説明は終わりますが、この第2条の施行は、番号法の附則第1条第5号に掲げる規定の施行日、これは情報のやりとりをする内容のものの施行日、今のところ平成29年1月に国では情報ネットワークを使って情報のやりとりをするということで進められておりますので、その番号法の規定の施行日に合わせて、筑西市の個人情報保護条例改正案の第2条については、合わせて施行するというつくりになっております。

また、このほかの常用漢字の変更、情報公開条例の規定との整合性を保つための改正も中に含ませていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（榎戸甲子夫君） ご苦労さまでした。

では、質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） わからないのです。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中澤課長。

○総務課長（中澤忠義君） 規定の仕方は確かに少し難しくなっておりますが、改正の趣旨は、番号法が10月5日から施行されるに当たりまして、筑西市の個人情報保護条例についても、今までの個人情報とは別個に情報を設けまして、より厳格にマイナンバー法でこれから個人宛てに通知されます個人番号、それとそれを利用するためにつくられる情報については、より厳格に保護していこうという趣旨のもので、この条例を改正するものでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 情報漏れとかいろいろ心配されていることに対して厳格にやるということだと思うのだけれども、しかし、来年1月から個人カードを希望する者はカードを、いろいろ身分証明にまでなるとか。でも実際に今度国が消費税の軽減税率で還付するのには、全部個人カードをつくってどうのこうのと始まったよね。だから全員つくるような意図を含んでいるのだけれども、ただ市民はこういうマイナンバーの問題は余り知らないのです。でも11月に入ったらそういうことで、背番号というか、そういう個人個人の番号が来るのですよといっても、「ああ、そうけ」と、何かそういう市民への周知というのは今まで、そういう時間的なものも、何か急いでやっているような感じもしないでもないのだけれども、その辺何なのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○総務課長（中澤忠義君） 今まで国が中心になって広報をやっているようにうかがえるところでありま

すが、市としましては、広報紙等を通じて市民に周知をしているところでございますが、委員さんおっしゃるとおり、実態としてまだまだ認識されている部分が弱いのかなというふうなことも感じているところでございます。現在市としては広報紙、ホームページ等で、さらに10月5日、また来年1月から番号を使ったやりとりというか、申請とか始まりますので、周知する必要があるのかなと感じているところでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございますか。

○委員（鈴木 聡君） もうちょっとね。

一番心配なのは、やはり漏えいなのです。それは万全だというけれども、本当に万全と言い切れるかどうかなのです。もし漏えいして、例えば成り済ましとよく言われますけれども、そういったもので被害を受けた場合の、だからセキュリティーを万全にしますと言っているけれども、実際に今までやってきてもセキュリティーは万全ではないのです。本会議でも、6月の議会でやったように、いわゆるそういうコンピューターのプロのITの企業でも、これは不可能だと、新しくセキュリティーを開発しても、さらに今度はそれを上回る技術を発見してやる。よくイタチごっこだという話ですけれども。そういうことで、これは言い切れるのでしょうか、その辺。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中澤課長。

○総務課長（中澤忠義君） 現段階で想定できる限りの対策をしていきたいと。委員さんおっしゃいますように、情報管理に完全はないと思います。国、県等から情報収集を進めながらセキュリティー対策に万全を期してまいりたいと思います。なお、6月の議会で担当部長のほうから答弁がありましたように、制度面では個人番号を含む特定個人情報については、この条例や番号法にしっかりと利用について決められており、またその取り扱いについて収集とか保管のルール、そういうものもまずしっかりと決められているということ。そしてシステム面では、この個人情報を取り扱うシステムは、インターネットやメールを扱うネットワークとは物理的に分けて、表からアクセスできないようにしている。また、個人情報の入ったフラッシュメモリーなども、表に外部媒体で持ち出しできないようにシステムで制御しております。また、平成29年1月から国の情報のやりとり、地方公共団体間では、平成29年7月が予定されていると聞いていますが、情報連携を始めるときには、暗号を用いて情報のやりとりをすると聞いています。

そして、それらを踏まえまして、職員への対応としましては、現在マイナンバー制度の概要、個人情報の保護、カードの利活用、そういう基本的なことを学ぶため、全職員に今eラーニングということで、インターネットを使用した研修を全員の職員に受けてもらっているところであります。また、来年1月の制度の運用開始前までには、臨時職員を含めた全職員を対象とした情報セキュリティー研修をして、マイナンバーを含む個人情報の適切な管理運用、これを徹底していきたい。また、今回個人情報保護条例の改正をいただきました後には、まず庁内のLANを使って改正をして、皆さん注意してくださいということで、職員に注意を徹底していきたいと思います。

初めに言いましたけれども、これは想定できる限りの対策を取っているところであります。

以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい。

○委員（鈴木 聡君） それで、10月5日から番号を全市民に送るというのだけれども、例えば一人一人だから、世帯数で言えば3万6,000世帯、だけれども、実際に個人の手元に届かないと、幾ら家族であっても、それはどうなのですか。それと施設に入っている高齢者とか、そういったものについてのそのやり方はどういうふうに、そこまで考えて今準備をしているのでしょうか。

それと、全国の自治体の中では、そういった情報の管理問題では万全だとか何とかと、いろいろ、ある、ない、なしの話が出ていますが、筑西市は本当に大丈夫なの。自治体によって差があるのだから、いろいろな今の準備段階では。だからそういうことも、もっと我々に情報を、今の筑西市の状況はこうなのだという情報もやはり提供してもらわないと、ただこういう議会のときだけ、こうやって大丈夫だ、大丈夫だと言われても、私らは「ああ、そうですか」とは言えないのです。とにかく不安がいっぱいありますから。例の年金機構の情報流出、漏えいですか、そういったものが皆さん頭にあるし、これはよく当初は税と社会保障のということで始まるのだというけれども、結局民間企業との連携も始まる。預金口座もやる。中小零細業者なんかはとても出費が重なって、そんなことできないという人も出てきているのです、そういう点。

以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中澤課長。

○総務課長（中澤忠義君） まず、筑西市としてのマイナンバーの通知の取り扱いですが、私どもの、済みません、所管でないので詳細を把握していないのですけれども……

（「所管でないんだ」と呼ぶ者あり）

○総務課長（中澤忠義君） （続）マイナンバーの通知は市民環境部のほうでやっております、ただ職員としてでき得る限りの対策を取っているものとは思いますが。ほかの自治体の例も当然調査していると思いますので、同じようにやっているのかなと思っております。

（「だから何だかわからないんだ、答弁者も。ああ、そうか」と呼ぶ者あり）

○総務課長（中澤忠義君） （続）あと、社会保障とか税とか、確かにこれから広がって行って、平成30年からは預金口座とか、そういうところに広がっていくというふうに聞いており、承知しておりますが、やはりその中でも自治体としてできることを、情報を収集しながらしていくというふうに、なるべく万全を期して、自治体としてできる範囲で事務を進めていきたいというふうに考えているところです。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、次、どうぞ。

○委員（藤川寧子君） 罰則規定なのですけれども、これは筑西市の個人情報保護条例による罰則なのですけれども、今回マイナンバー制度では国全体なのですけれども、この罰則の中身というのは、国全体の中では筑西市はどのようなのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中澤課長。

○総務課長（中澤忠義君） 今回の市の個人情報保護条例の中の罰則の中で、一番下にあります過料の部分だけマイナンバーにかかわってくるのですけれども、それ以外はマイナンバー法、番号法の中で、例えば特定個人情報のあったデータファイル、データを不正に提供した場合には、4年以下の懲役または200万

円以下の罰金、あるいはその両方、また……

(「……聴取不能……」と呼ぶ者あり)

○総務課長(中澤忠義君) (続) ごめんなさい、ゆっくり言います。

特定個人情報、その番号の入った情報、個人番号の入った情報のデータを不正に提供、例えば職員が故意に不正に情報を漏らしたときには、4年以下の懲役または200万円の以下の罰金、あるいはその両方。また個人番号を不正に盗用したり、入手したりすると、3年以下の懲役または150万円以下の罰金というふうに、番号法の中で厳しく規定されておりまして、それは全自治体に対象となるものですので、筑西市だけ軽いつか重いつかということとはございません。

○委員長(榎戸甲子夫君) 藤川委員。

○委員(藤川寧子君) マイナンバー制度に関しては、その国の罰則が適用されるという形ですね。その適用の中身というのは、公務員だけではなくて、この中身と同じように元公務員でしたり、その業務に携わった者とか、今回はシステム改修なんかも大体委託になってしまうのだけれども、それにかかわった人全体という理解、今までにですか。

○委員長(榎戸甲子夫君) 中澤課長。

○総務課長(中澤忠義君) そういふことです。

○委員長(榎戸甲子夫君) 次ありませんか。

赤城委員。

○委員(赤城正徳君) マイナンバー法で6月の議会で、マイナンバー法の範囲は、社会保障と税と災害対策と言ったのでしたか。今回みたいな災害対策、災害に対する対策にこのマイナンバーはどのように使われるのですか。

○委員長(榎戸甲子夫君) 中澤課長。

○総務課長(中澤忠義君) 6月議会の答弁の中で、まず初めは、その段階では社会保障と税と災害対策に使うというふうに答弁しているところです。そしてその後、9月に法律が改正になりまして、平成30年から預金口座とか医療等に使われると聞いております。

そして、災害対策については、仮に災害があったときに、身元がわからない場合とか、そういう個人の特定とか、そういう場合が、一つの例として利用されると聞いております。今回の水害については、筑西市につきましては、行方不明の方とかおりませんし、身元が判明できない方もおられませんし、そういうことであれば、筑西市の場合にはマイナンバーの活用というのは想定できないのかなというふうに考えています。

○委員長(榎戸甲子夫君) 次、いいですか。

○委員(赤城正徳君) では、その今回みたいな災害において、災害者に対する支援金を国また市のほうから送るなんていうときには、そのマイナンバー法を利用することはできるのだね。それを利用して、そこへ支援金を口座とか本人に送るといふことですか。

○委員長(榎戸甲子夫君) 中澤課長。

○総務課長(中澤忠義君) 基本的に災害のときにマイナンバーを、個人番号を使いまして、その個人の

特定とか、あと通常の、そのマイナンバーを使わなくても通常にできる事務については、あえて番号を使わないのかなというふうには想定されますが、済みません、まだその辺もうちょっと詳しく読み込んでおりませんので。

○委員長（榎戸甲子夫君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） それはマイナンバーは市に登録がある人、国の人、おぎゃあと生まれてから、生きている人は誰も一生変わることないナンバーなのでしょうが、そうすると、今回みたいな被災に遭った人に、あの人は幾らお金もらったのだと、あの人は幾らだと、こういうわからないようにするには、マイナンバーを使えばできるのですよね。

○委員長（榎戸甲子夫君） どうでしょう、中澤課長、想定問答です。

○総務課長（中澤忠義君） 例えば市からお見舞い金とか出す場合に……

○委員長（榎戸甲子夫君） ちょっと待って、はい、どうぞ。

○委員（赤城正徳君） ある一戸の家で、床上浸水になった。あと隣の家は床下だというようなときにおいて、そこの世帯主さんがマイナンバーあるでしょう、そこへ何千万円とか何億とか支援、そういうことを誰にもわかっては、そんなこともあるから、わからないようにその支援金を送ることもマイナンバーを使えばできるのでしょうか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 宮窪総務部長。

○総務部長（宮窪英治君） 例えばそういった場合には、マイナンバーというものと一緒になった情報ではなくても、例えば世帯主に支援金なりお見舞い金をお渡ししますというのは、多分一律とか一つの条件の中でお渡しするようになると思うのです。ですから、床上浸水は幾ら、床下浸水は例えば幾らとかという形になると思うので、それは一律であると思うので、この人に例えば特別な支援金を上げるとか、こちらはまた下がるとかというのは、多分それはないだろうというふうに思うのです。

例えば、仮にではあったと、何かを送るときにあったとしても、マイナンバーを使わなくても、その情報というのは個人情報の一つになりますので、誰に幾ら上げたというようなものは、個人情報として当然守られるべき情報だというふうに思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい。

○委員（赤城正徳君） 税のことで、今度は来年1月から施行されるのですが、皆さんの中で退職する人がいると思うのです。そうすると、退職金、確定申告も同じですが、確定申告、また退職金なんかはマイナンバーを利用してできるのだよね、今度は市のほうから。そういうところはどのようなのでしょうか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中澤課長。

○総務課長（中澤忠義君） 来年の1月からマイナンバーが税の申告、来年の1月以降発生する所得からマイナンバーを付して申告、うちのほうの事務としては源泉徴収票にマイナンバーをつけて税務のほうに送るようなルールになっているのですけれども、その中で退職金が来年3月に発生する場合には、平成28年度の所得として、その翌年にそれを含めた所得がマイナンバー、個人番号をつけた源泉徴収票として税務当局のほうには申告されるような形になると思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、いいですか。

○委員（赤城正徳君） では、最後に一つ。市ではそのマイナンバーを、社会保険庁のように漏えいしないように、管理はどの課で誰がきちっとやっているのですか。やらなければ、それ。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中澤総務課長、どうぞ。

○総務課長（中澤忠義君） ネットワーク等のシステムの所管は企画部の情報政策課でしっかりとやっております。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、終結をいたします。

これより、議案第61号の採決をいたします。

議案第61号 筑西市個人情報保護条例の一部改正について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

ここで、10分間の休憩をいたします。

執行部の入れかえをお願いします。

〔総務部退室。企画部入室〕

休 憩 午前10時57分

---

再 開 午前11時05分

○委員長（榎戸甲子夫君） では、会議を再開いたします。

次に、議案第63号のうち、企画部所管の補正予算について説明を願います。

まず、稲見企画課長。

○企画課長（稲見博之君） 稲見でございます。どうぞよろしく願いいたします。着座にてご説明をさせていただきますと思います。

それでは、補正予算のうち企画課所管の補正につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。6、7ページをお開きいただきたいと思っております。事項別明細にてご説明をいたします。まず、歳入でございますが、款16県支出金のうち項3委託金、目2総務費委託金、節4統計調査費委託金におきまして、6,000円の増額をお願いするものでございます。これは説明欄にもございますように、農林業センサス費委託金の額の確定による増額でございます。当初2万9,000円ということの内示がございましたけれども、3万5,000円で確定したということによります増でございます。

続きまして、款18寄附金でございます。2件でございます。まず、項1寄附金、目1一般寄附金でございます。節1一般寄附金におきまして、2,800万円の増額をお願いするものでございます。この企画課所管の一般寄附につきましては、ふるさと納税の7つの用途がございますけれども、そのうち「筑西市の一般財源として幅広い施策に活用」とされたものでございます。本年度の納税寄附額を最終8,400万円と見込

みまして、その約3分の1がこの一般寄附に当たりますことから、2,800万円の増額をお願いするものでございます。

次に、目2総務費寄附金でございます。節1総務費寄附金におきまして2,000万円の増額をお願いするものでございます。先ほど申し上げましたふるさと納税寄附見込み額8,400万円のうち、一般寄附金を除いた総務費寄附金が5,600万円ということでございますけれども、当初予算におきまして3,600万円ほど予算措置をさせていただきましたので、これを超える分の2,000万円について今回増額をお願いするものでございます。

続きまして、8、9ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費でございます。節25積立金におきまして、2,000万円の増額をお願いするものでございます。これは説明欄にもありますとおり、地域づくり振興基金への積立金とするものでございます。ふるさと納税寄附金のうち、使途の指定のありました6つの総務費寄附金につきまして、一旦地域づくり振興基金に積み立てるものでございます。先ほど歳入でご説明を申し上げましたが、5,600万円のうち、既に3,600万円は積み立てるということで予算化しておりますので、こちらも3,600万円を上回る分の2,000万円について増額して積み立てるというものでございます。

続きまして、同じく款2総務費、項1総務管理費、目6企画総務費でございます。節8報償金におきまして、3,240万円の増額をお願いするものでございます。これは説明欄にございますとおり、ふるさと納税推進事業における報償費、返礼品、それから送料の増額でございます。積算といたしましては、先ほど年間の寄附見込額を8,400万円と見込みましたけれども、これに対しまして1万円当たり、返礼品と送料を含めまして6,000円ほど予定してございます。6,000円掛ける8,400万円分ということで、総額は5,040万円となります。当初予算におきまして1,800万円ほど予算を見ておりましたけれども、これを超える差し引き3,240万円について今回増額をお願いするものでございます。

続きまして、款2総務費、項5統計調査費、目2国基幹統計調査費でございます。節11需用費で2,000円、節12役務費で4,000円、計6,000円の増額をお願いするものでございます。歳入で申し上げましたとおり、農林業センサス費委託金の額の確定に伴います増額でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 地域づくり振興基金積立金ということで2,000万円、これは残高というか、どのくらいあるのでしょうか。

○企画課長（稲見博之君） 地域づくり振興基金は、ふるさと納税のほかに通常の一般分の寄附金もございます。私どもではふるさと納税に係ります金額だけを把握しておりますので、まず平成26年度までのふるさと納税に係ります地域づくり振興基金の状況について申し上げます。

平成20年度分から平成26年度分までの総務費寄附金でございますけれども、1,346万円でございます。これは6つの使途がございますけれども、それを合わせた額でございます。

それから、参考でございますけれども、平成27年4月1日から8月31日までの申し込み額でございます。

これは決算ではございません。これにつきましては3,112万円でございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、坂入企画部長。

○企画部長（坂入龍一君） 先ほど鈴木委員からのご質問にありました地域づくり振興基金の残高ですけれども、平成26年度末の残高で1億5,373万8,000円というような残高になっております。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これは地域づくりのために使うという積立金ですが、この新年度で予算化をするということで、どういう計画が、そういうものがあるのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 稲見課長。

○企画課長（稲見博之君） ふるさと納税に係ります地域づくり基金でございますが、まず事業化をいたしまして、それに伴う充当という作業がございます。これからそのどういった事業を行っていくのか、あるいは現在行っている事業に充当することが可能なのか、その辺も含めまして予算編成の中で検討してまいると、そういうことで考えております。

○企画部長（坂入龍一君） 済みません、ちょっと補足で。

地域づくり振興基金のほうは、毎年財源として、全部ではないのですけども、繰り入れをさせていただいております。まだ平成28年度の予算編成は始まらないのですけども、平成26年度の例で申しますと、真岡線の支援事業で700万円、あるいは常総北線の施設整備事業で300万円、プレミアム商品券の発行助成で1,000万円、ちくせいマラソン大会で500万円と、そういったように毎年度繰り入れはさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 平成27年度は、そういう活用方法はまだ計画されていないのですか。

○企画部長（坂入龍一君） 申しわけありません。ちょっと今資料がないのですけども、やはり平成27年度も当初予算において繰り入れはさせていただいているところでございます。平成28年度についてはこれからでございますので、予算編成の中で検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 平成26年度はそれを、真岡線とか常総線とか、こういうふうに使ったと話なのですが、平成27年度の計画はないのですかと。

○委員長（榎戸甲子夫君） 坂入企画部長。

○企画部長（坂入龍一君） 申しわけありません。平成27年度の当初予算では、地域づくり振興基金のほうからもやはり繰り入れをさせていただいております。同じような事業ですけれども、済みません、ちょっと平成27年度の当初予算書、持っていないものですから申しわけありません。繰り入れはさせていただいております。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

○委員（鈴木 聡君） はい。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかに。

箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） ふるさと納税のことで仕組みがよくわからないところがあるので、ちょっと質問したいのですが、例えば1万円を市が受けた場合に、市は幾らぐらいの返礼品を出すのか、それとももらえる金額ですね、例えば1万円の人がいるのだとか、10万円の人がいる、何人になるのだと、そういった金額ごとにあれですか、分析はしているのか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 稲見課長。

○企画課長（稲見博之君） 金額ごとの分析は、細かい分析はしておりませんが、9割近くが1件当たり1万円の寄附でございます。それに対しまして、送料、それから返礼品込みで、経費として約6,000円ほどがかかっている状況でございます。

○委員（箱守茂樹君） 6,000円というのは、1万円に対しての6,000円なのか、例えば10万円のものに対しても6,000円なのか、その金額に対するあれなのか、ちょっと。

○委員長（榎戸甲子夫君） 稲見課長。

○企画課長（稲見博之君） 失礼いたしました。現在の返礼品は1万円当たり6,000円ということでございます。例えば5万円の寄附をした方は、返礼品が2万円のコースと1万円のコースがございます。1万円のコースを5つ選択することも可能でございますし、2万円のコース1つと1万円のコース3つを選択することも可能でございます。現在の返礼品は1万円につき6,000円という一つの目安で進めております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 坂入企画部長。

○企画部長（坂入龍一君） 済みません、ちょっと補足させていただきますが、返礼品は寄附金額の半額というふうなことで考えております。寄附いただいた額の半額を返礼品ということで考えておりまして、そこに送料がちょっとかかってしまうということです。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい。

○委員（箱守茂樹君） 返礼品は40品目ぐらいあると。

○委員長（榎戸甲子夫君） 稲見企画課長。

○企画課長（稲見博之君） 本年1月には48品目ございましたけれども、現在見直しを行いまして、58品目にふえてございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） それでいいですか。

○委員（箱守茂樹君） 48品目、58品目ということなのだけれども、そういったものをこれをとということ指定されるのでしょうかけれども、市はそういったものを、ラインナップを広げていく、どういうふうな形でその48品目、58品目を地域振興として選ぶのか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 稲見課長。

○企画課長（稲見博之君） 返礼品につきましては、当市の特産物、それを中心に当初経済部と協議をいたしまして48品目の選定をいたしました。その後、本年7月にその返礼品の申し込み要領というものをつ

くりまして、当市で生産されたもの、あるいは販売されているもの、そういった当市のPR、あるいは活性化につながるものを選ぶというふうなことで、要領で基準を設けております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 稲見課長、委員さんの質問はそういうことではなくて、どういうPRをしているのか、ネットだとかポータルサイトだとか、カタログだとか、そういうのを聞かれています。

○企画課長（稲見博之君） 大変失礼しました。PRの方法でございますが、ホームページ、それからインターネットでふるさとチョイスというサイトがございます。そこに載せまして、そこでまずPRをしております。それと、そのふるさとチョイスというインターネットによりまして、あわせて自動的にそこから申し込みが可能と、そういうシステムをとってございます。申しわけございませんでした。

○委員長（榎戸甲子夫君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 例えば市民がほかに1万円を納税した場合、納税した人は地元の例えば市民税、そういったものが今度はどんな軽減されるのか、1万円をふるさと納税をやった場合に。よそからもそうですが、納税した人は、例えば1万円すればどのぐらい、こっちは1万円来るけれども、納税した人はどのようなことになるのか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 稲見企画課長。

○企画課長（稲見博之君） 税の特典でございますけれども、まず、寄附をした金額から2,000円を引きまして、それが控除の対象になるわけでございますけれども、最大で2割までということでございますので、2割を超えた部分については控除されないというふうなことで、個人の所得によりまして、幾らまで控除されるかというのは変わってまいります。

個人の所得割ですね。所得割の市民税が2割を限度に減額されると、市民税が2割を限度に減額されるということでございます。

○委員（箱守茂樹君） 例えば税務部長のほうも関係してくるが、例えば筑西市から他市に納税した金額というものもあるわけですね、その件数と金額、そういったものを教えてください。

○委員長（榎戸甲子夫君） 税務部長。

○税務部長（中川隆雄君） 本市から他市への納税額、これにつきまして平成26年度に他市町村へ筑西市民がふるさと納税として寄附をした人数でございますが、これ126名でございます。ふるさと納税額が463万1,000円となっております。そして、先ほどもご質問に出ておりましたが、住民税の控除額がこの463万1,000円のふるさと納税を他市にした場合に幾らになるのかということなのですが、平成26年分では195万5,000円が控除されております。

それともう1つでございます。先ほどありましたが、実は具体的な事例で市民税等の減税が幾らぐらいになるかというご質問がありましたけれども、まず給与収入が500万円というふうに仮定しまして、配偶者、それと16歳未満の子供が1人いるサラリーマンの方が、例えば筑西市に5万円ふるさと納税した場合の軽減税額でございますが、所得税で4,800円、住民税で3万2,550円、合計で3万7,350円の控除が受けられることとなっております。これは軽減額につきましては、家族構成、収入等によって異なってまいります。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 意外と大ざっぱでしか皆さん知らないので、今言ったような一つの例、1万円を寄付しますと確定申告をすると8,000円が戻ります。ですから2,000円で5,000円の返礼品を受けられるという、そういう簡単な説明してあげてください。それから収入、所得によってその納める額が違うのだということも、簡単な説明をつけてやって、委員さん、誰にも。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、次ありますか。

（発言する者なし）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

次に、海老澤財政課長。

○財政課長（海老澤布美男君） 財政課の海老澤です。よろしくお願いします。着座にて説明させていただきます

財政課関連の補正予算についてご説明申し上げます。予算書の4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。第3表、地方債補正、1、変更でございます。臨時財政対策債の限度額の変更をお願いするので、今年度の発行可能額の確定に伴いまして、1億5,040万円を増額し、限度額を21億5,040万円とするものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の1、歳入でございます。款20、下のほうでございますが、項1、目1、繰越金につきまして、今回の補正予算の財源調整のため5,664万9,000円の増額補正をお願いするものです。

次に、一番下で款22、項1市債、目13臨時財政対策債につきましては、先ほど地方債補正でご説明申し上げたように、発行可能額の確定に伴いまして1億5,040万円の補正をお願いするものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。2、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費22万4,000円の増額は、説明欄にございますように、13の委託料としまして、財務会計システムの改修を行うものでございます。財務会計システムの改修でございますが、平成27年10月からのマイナンバー制度の導入に伴いまして、源泉徴収票や報酬、料金等の支払い調書など、法定調書に個人番号を出力する機能を追加するための改修が必要となったものでございます。

次に、目14諸費、説明欄の償還金6,000円の増額補正は、過年度分の社会保険診療報酬支払基金への精算による返還金でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） このマイナンバー制度の財務会計システム改修事業費22万4,000円、こんな額で改修できるの、どうなのですか、対象はどうなのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 海老澤課長。

○財政課長（海老澤布美男君） 源泉徴収票を、我々ではなくて臨時職員さんとか報酬を払っている方、議員さんはまた別なのですけれども、源泉徴収票を打ち出す、その使っているのが3件ぐらいあるらしい

のですけれども、財務会計から出力しているやつ。そこにマイナンバーを出力する枠をつくるというか、そういうふうな改修を、使用料を払っているわけなのですが、その委託会社に。そちらでそこを改修する分の負担金を求められるというふうなことでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい。

○委員（鈴木 聡君） 何人いるのですか。何、人数が少ないの、これ。

○委員長（榎戸甲子夫君） 海老澤財政課長。

○財政課長（海老澤布美男君） 様式上で入れるということで。現実問題、財務会計から出力して使っている源泉徴収票が、臨時職員の給与、区長・班長の報酬等、平成26年度でいきますと3,109件、そのうち税務署に出ているのが888件、あと別なものとして、報酬、料金等の支払い調書ということで、弁護士に対する報酬、各種講演会の講演料等のものとして、平成26年度の処理件数は24件、そのうち税務署のほうに出ているのが9件、税務署への提出義務は、1件当たり15万円以上が提出義務があるというふうなことでございます。

もう1つのものとして、不動産の使用料等の支払い調書、市で借りている土地に対する地代等を支払うものとして、平成26年度では153件、うち税務署に提出しているものが74件、こちらについては1件当たり5万円以上のものが税務署のほうに提出する義務があるといったもので、今現在財務会計で使っているものが、以上の3種類について、システムから出力して使っているというふうなことでございます。

以上です。

○委員（鈴木 聡君） 職員以外のいろいろな人の報酬を払うためのという……

○委員長（榎戸甲子夫君） 海老澤財政課長。

○財政課長（海老澤布美男君） その源泉徴収票なのですけれども……

○企画部長（坂入龍一君） ちょっと説明させていただきますと、税務署へ提出する調書があるのですが、そこに個人番号を出力すると、そのための機能を追加するというだけの改修です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） それはいろいろな、市が言ったように、例えば自治委員に報酬をやるとか、そういう職員以外の人たちのことなのでしょうか、簡単に言えば。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（鈴木 聡君） ああ、そうですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

○委員（鈴木 聡君） もう1個。

あと、繰越金というのはどのくらいあるのです、今度、今、総額。

○委員長（榎戸甲子夫君） 海老澤財政課長。

○財政課長（海老澤布美男君） 平成26年度の実質収支としまして、19億3,515万4,000円で、そのうち当初予算でこれくらい出るだろうということで、繰越金として計上してあるのが7億円、今回5,600万円からのそこから繰越金を増額しているというところでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 補足説明を願います。

○企画部長（坂入龍一君） 平成26年度の繰越金としては19億3,500万円ほどございます。

○委員（鈴木 聡君） さっきは平成25年度言ったのだよ。

○企画部長（坂入龍一君） 平成26年度でございます。19億3,500万円ありまして、平成27年度の当初予算で7億円を計上しているというところです。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 以上で、議案第63号 平成27年度筑西市一般会計補正予算（第3号）について各部の説明、質疑を終了いたしました。

これより採決をいたします。

議案第63号 平成27年度筑西市一般会計補正予算（第3号）について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

以上で総務企画委員会の審査を終了しました。

執行部は退席願います。ご苦勞さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 総務企画委員会を閉会をいたします。

ご苦勞さまでした。

閉 会 午前11時30分